

政令第 号

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十九項、第二十条の二第三項及び第三十三条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第六項及び第四十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条ただし書中「ものをいう」の下に「。第十八条各号において同じ」を加え、「同号」を「第四号」に改め、同条第一号中「に複写したもの」を「の片面又は両面に」に改め、「に限る。」を削り、同条第二号中「次号において」を「以下」に改める。

第十三条第二項第二号イ中「十円」の下に「。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。」を加え、同号ロ及びハ中「光ディスク」を「同号に規定する光ディスク」に改める。

第十八条中「第十二条の規定は、」を削り、「第二十條の二第二項」の下に「（第一号ニ及び第二号ニにあつては、同項及び情報通信技術活用法第七条第一項）」を加え、「について準用する」を「は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した収支報告閲覧対象文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める方法とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 文書である場合 次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムによりこれらを行うことができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十條の二第二項の規定による請求があつた場合（次号において「電子請求の場合」という。）に限る。）

イ 収支報告閲覧対象文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したもの交付

ロ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したもの交付

ハ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ 収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合 次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（二に掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

イ 収支報告閲覧対象文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付

ロ 収支報告閲覧対象文書を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ハ 収支報告閲覧対象文書を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ 収支報告閲覧対象文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機

(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに複写させる方法

第十九条第一項各号を次のように改める。

一 前条第一号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第一号ロに掲げる交付 第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第一号ハに掲げる交付 第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条第一号ニに掲げる方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

五 前条第二号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

六 前条第二号ロに掲げる交付 第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

七 前条第二号ハに掲げる交付 第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

八 前条第二号ニに掲げる方法 一ファイルにつき二百十円

(政党助成法施行令の一部改正)

第二条 政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四号に」を「第一号ニ及び第二号ニに」に、「次に掲げる」を「総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した公表対象報告文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

一 文書である場合 次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この条及び次条第一項において「電

子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があった場合（次号において「電子請求の場合」という。）に限る。）

イ 公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付

ロ 公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

ハ 公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

ニ 公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出された電磁的記録である場合 次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（二に掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

- イ 公表対象報告文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付
- ロ 公表対象報告文書を前号ロに規定する光ディスクに複写したものの交付
- ハ 公表対象報告文書を前号ハに規定する光ディスクに複写したものの交付
- ニ 公表対象報告文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

第八条第一項各号を次のように改める。

- 一 前条第一号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

- 二 前条第一号ロに掲げる交付 同号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚

ごとに十円を加えた額

三 前条第一号ハに掲げる交付 同号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条第一号ニに掲げる方法 公表対象報告文書一枚につき十円

五 前条第二号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

六 前条第二号ロに掲げる交付 同条第一号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

七 前条第二号ハに掲げる交付 同条第一号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

八 前条第二号ニに掲げる方法 一ファイルにつき二百十円

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和九年一月一日から施行する。

(政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

2 政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第二十条の二第二項」を「第二十条の二第二項（」に改め、「書面」と」の下に「、同条第一号中「法第二十条の二第二項」とあるのは「改正法附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と」を加える。

理 由

収支報告閲覧対象文書及び公表対象報告文書が電磁的記録である場合の写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額を定める等の必要があるからである。

○政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目 次

○政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（抄）（第一条関係）	1
○政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）（抄）（第二条関係）	7
○政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百九十三号）（抄）（附則第二項関係）	11

改 正 案	現 行
（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法） 第十二条 法第十九条の十六第十五項（第四号にあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。第十八条各号において同じ。）によりこれらを行うことができる場合に限り、第四号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して法第十九条の十六第一項の規定による請求（次条第一項において「開示請求」という。）があつた場合に限る。 一 少額領収書等の写しを複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したもの <u>の交付</u> 二 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下 同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法） 第十二条 法第十九条の十六第十五項（第四号にあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。 ）。によりこれらを行うことができる場合に限り、同号 に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して法第十九条の十六第一項の規定による請求（次条第一項において「開示請求」という。）があつた場合に限る。 一 少額領収書等の写しを複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。） <u>の交付</u> 二 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

三・四 (略)

(少額領収書等の写しの開示に係る手数料の額)

第十三条 (略)

2 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣が行った開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額は、当該開示決定に基づき開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次の各号に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が、前項に定める額に相当する額に達するまでは無料とし、同項に定める額に相当する額を超えるとき(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前項に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から同項に定める額に相当する額を減じた額とする。

三 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

四 少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

(少額領収書等の写しの開示に係る手数料の額)

第十三条 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣に対する開示請求に係る手数料の額は、当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあつては、二百円)とする。

2 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣が行った開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額は、当該開示決定に基づき開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次の各号に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が、前項に定める額に相当する額に達するまでは無料とし、同項に定める額に相当する額を超えるとき(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前項に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から同項に定める額に相当する額を減じた額とする。

一 (略)

二 写しの交付 イからニまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

ロ 前条第二号に掲げる交付 同号に規定する光ディスク一枚につき百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ハ 前条第三号に掲げる交付 同号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ニ (略)

3 (略)

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法)

第十八条

法第二十条の二第二項(第一号ニ及び第二

号ニにあつては、同項及び情報通信技術活用法第七条第一項)の規定による収支報告閲覧対象文書(法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面、法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確證書をいう。以下この章において同じ。)の写しの交付の方法は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した収支報告閲覧対象文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める方法とする。

一 閲覧 少額領収書等の写し百枚までごとにつき百円

二 写しの交付 イからニまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

ロ 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき

百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ハ 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき

百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ニ 前条第四号に掲げる方法 少額領収書等の写し一枚につき十円

3 前二項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもつてすることができる。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法)

第十八条 第十二条の規定は、法第二十条の二第二項

の規定に

よる収支報告閲覧対象文書(法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面、法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確證書をいう。以下この章において同じ。)の写しの交付の方法について準用する

。

一 文書である場合 次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実

施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する
処理装置及びプログラムによりこれらを行うことができる場合に限り
、ニに掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項
の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規
定による請求があつた場合（次号において「電子請求の場合」という
。）に限る。）

イ 収支報告閲覧対象文書を複写機により総務省令で定める大きさの
用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付

ロ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的
記録を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ハ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的
記録を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ 収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付を情報通信技術活用法第
七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を
使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合
次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会
がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
（ニに掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

イ 収支報告閲覧対象文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又
は両面に白黒で出力したものの交付

ロ 収支報告閲覧対象文書を第十二条第二号に規定する光ディスクに
複写したものの交付

ハ 収支報告閲覧対象文書を第十二条第三号に規定する光ディスクに
複写したものの交付

（新設）

（新設）

二 収支報告閲覧対象文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額）

第十九条 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一 前条第一号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第一号ロに掲げる交付 第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第一号ハに掲げる交付 第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条第一号ニに掲げる方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

五 前条第二号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額）

第十九条 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一 前条において準用する第十二条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

二 前条において準用する第十二条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条において準用する第十二条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条において準用する第十二条第四号に掲げる方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

六 前条第二号ロに掲げる交付 第十二条第二号に規定する光ディスク 一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額 七 前条第二号ハに掲げる交付 第十二条第三号に規定する光ディスク 一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額 八 前条第二号ニに掲げる方法 一ファイルにつき二百十円 (略) 2	2 第十三条第三項の規定は、前項の手数料の納付について準用する。
---	---

改 正 案	現 行
（公表対象報告文書の写しの交付の方法） 第七条 法第三十二条第四項又は第五項の規定（第一号ニ及び第二号ニに掲げる方法による場合にあつては、これらの規定及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条第一項において「情報通信技術活用法」という。）第七條第一項の規定）による公表対象報告文書（法第三十二条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は同条第三項に規定する都道府県提出文書をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。）の写しの交付の方法は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した公表対象報告文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める方法とする。 一 文書である場合 次に掲げる方法（口から二までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有	（公表対象報告文書の写しの交付の方法） 第七条 法第三十二条第四項又は第五項の規定（第四号ニに掲げる方法による場合にあつては、これらの規定及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条第一項において「情報通信技術活用法」という。）第七條第一項の規定）による公表対象報告文書（法第三十二条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は同条第三項に規定する都道府県提出文書をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。）の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（同号及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があつた場合に限る。

する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、

一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、二に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この条及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があつた場合（次号において「電子請求の場合」という。）に限る。）

イ 公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付

ロ 公表対象報告文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

ハ 公表対象報告文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

ニ 公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出された電磁的記録である場合 次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（二に

一 公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付

二 公表対象報告文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

三 公表対象報告文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

四 公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

イ 公表対象報告文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付

ロ 公表対象報告文書を前号ロに規定する光ディスクに複写したものの交付

ハ 公表対象報告文書を前号ハに規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ 公表対象報告文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

（公表対象報告文書の写しの交付に係る手数料の額）

第八条 法第三十二条第六項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一 前条第一号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第一号ロに掲げる交付 同号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第一号ハに掲げる交付 同号ハに規定する光ディスク一枚に

（公表対象報告文書の写しの交付に係る手数料の額）

第八条 法第三十二条第六項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

二 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に公表

つき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額 四 前条第一号ニに掲げる方法 公表対象報告文書一枚につき十円 五 前条第二号イに掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。 六 前条第二号ロに掲げる交付 同条第一号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額 七 前条第二号ハに掲げる交付 同条第一号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額 八 前条第二号ニに掲げる方法 一ファイルにつき二百十円 2 (略)	対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額 四 前条第四号に掲げる方法 公表対象報告文書一枚につき十円 2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもってすることができる。
---	--

改 正 案	現 行
附 則 (施行期日) 1 (略) 2 (収支報告書の公表に関する経過措置) 政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の場合における 政治資金規正法施行令第十八条の規定の適用については、同条中「<u>法第二十条の二第二項</u>」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号。以下この条において「<u>改正法</u>」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と、「<u>による報告書</u>」とあるのは「<u>による報告書</u>、改正法附則第五条第四項の規定により当該報告書に併せて提出された書面」と、同条第一号中「<u>法第二十条の二第二項</u>」とあるのは「<u>改正法附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項</u>」とする。	附 則 (施行期日) 1 この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項の改正規定 令和七年十月一日 二 次項の規定 令和九年一月一日 (収支報告書の公表に関する経過措置) 2 政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の場合における第一条の規定による改正後の政治資金規正法施行令第十八条の規定の適用については、同条中「<u>法第二十条の二第二項</u>」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号。以下この条において「<u>改正法</u>」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と、「<u>による報告書</u>」とあるのは「<u>による報告書</u>、改正法附則第五条第四項の規定により当該報告書に併せて提出された書面」と する。